

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

可視化の夜明け

取調べの可視化大阪本部 委員 我妻 路人

今から約150年前、日本は大きく変化を遂げようとしていた。そのとき坂本龍馬は「日本の夜明け」と言った。

2016年、改正刑訴法の成立とともに、取調べの可視化も夜が明けた。日弁連は、可視化に関する全国各地の事例を集積し、弁護実践の参考にすべく、「可視化実践経験交流会」を開催している。第2回の交流会の開催地は、坂本龍馬が生まれた高知県。夜明けにふさわしい交流会となった。

取調べの可視化が進む中、新たな論点も生じている。余罪取調べの可視化について弁護実践はどうあるべきか。実質証拠としての利用は許されるのか。被害者取調べの可視化は、弁護活動にどう影響するか。今回の交流会では、これらの問題に関する有益な事例報告、パネルディスカッションが行われた。なお、交流会では、第一部で事例報告、第二部でパネルディスカッションが行われたが、本稿では論点ごとに紹介する。また、事例報告では、大阪弁護士会の清水伸賢弁護士による報告があったが、本誌6月号「緊急報告 取調べの録画により120か所を超える通訳ミスが判明！」と重複するため割愛する。

1. 余罪取調べの可視化

① 事例報告

余罪取調べにおける録音・録画の問題について、2件の報告があった。1件目は、起訴後の余罪取調べの問題である。窃盗事件で逮捕、勾留、公判請求された事件で、起訴後に現住建造物等放火事件の取調べが行われた。その時点では、現住建造物等放火罪では逮捕、勾留されていない。起訴後に行われた最初の取調べは録音・録画されておらず、2度目の取調べは録音・録画された。2度の取調べで、自白調書と自供書（自白を内容とする）が作成された。その後、現住建造物等放火罪で逮捕・勾留され、公判請求された。弁護人は、虚偽自白であり、その原因は被告人が便宜供与を期待したからであるとして自白調書の任意性を争った。裁判所は、任意性を肯定したが、客観的な証拠と整合しないこと等を理由に信用性を否定した。

2件目は、被疑者勾留中の余罪取調べの問題である。横領事件で逮捕され、その翌日に別件である殺人、現住建造物等放火事件への関与を認める供述調書を作成した。その取調べは録音・録画がされていなかった。殺人、現住建造物等放火事件で再逮捕、勾留され、その後公判請求された。弁護人は、当初は任意性を争うと主張したが、後に主張を撤回した。公判では、殺人等事件への関与を否定する被告人の公判供述について、当初の供述（上記の殺人等事件への関与を認める供述）と矛盾していることを理由に、信用性を否定した。

② パネルディスカッション

パネリストとして、甲南大学の笹倉香奈教授（刑事訴訟法）が登壇した。笹倉教授は、改正刑訴法上、起訴後の余罪取調べ、被疑者段階での余罪取調べのいずれについても、録音・録画は義務付けられているとの見解を述べられた。その解釈の根拠として、改正刑訴法301条の2第4

項は「逮捕もしくは勾留されている被疑者」と規定しており、その趣旨は身体拘束下の被疑者に対しては長時間の取調べが行われることが予想され、自白の強要に結びつくからであると説明された。身体拘束下であれば、起訴後であっても、被疑者段階であっても、余罪の取調べは録音・録画義務があるという。事例報告をした弁護士からは、余罪取調べにおいて録音・録画がされていなかったことが判明した場合には、供述内容を把握したうえで必要があればリカバリーすること（録音・録画されている状況下で供述を修正するなど）や、取調官の反対尋問において録音・録画をしていないことを指摘するなどの対応が必要だとのコメントがあった。録音・録画が義務付けられている事件ではなくても、余罪取調べの可能性を意識し、可視化申入れをする実践が不可欠であろう。

2. 実質証拠としての利用は許されるのか

① 事例報告

記録媒体の実質証拠としての利用に関連して、4件の報告があった（そのうち2件は上記の余罪取調べに関する2件と同事件）。

1件目は、上記の起訴後の余罪取調べの問題として紹介した、窃盗、現住建造物等放火事件である。検察官は、起訴後2度目に行われた現住建造物等放火罪の取調べの記録媒体を実質証拠として証拠調べ請求した（被告人が「ライターオイルを使ったかもしれない」旨の発言をしたことを立証するため）。弁護人は、被告人は取調べの中で発言を撤回しており、不利益事実の承認がないとの意見を述べた。裁判所は証拠調べ請求を却下した。報告者は、記録媒体は任意性の補助証拠として取り調べられているため、裁判員・裁判官の心証には影響しただろうとコメントしている。

2件目は、上記の被疑者勾留中の余罪取調べの問題として紹介した、横領、殺人、現住建造物等放火事件である。検察官は、共犯者の取調べの録音・録画記録媒体を実質証拠として取調べ請求した（立証趣旨は「犯行状況等」）。弁護人は、関連性がなく不同意との意見を述べた。裁判所は、採否を留保し、共犯者の証人尋問後に2号書

面の要件を判断するとした。結局、検察官は共犯者の公判における被告人質問調書を別途実質証拠として請求（法321条1項1号）し、記録媒体の請求は撤回した。

3件目は殺人未遂事件。殺意の有無が争点となった。被害者の取調べが録音・録画されていた。記録媒体にある被害者の供述は、殺意の認定にとって弁護人に有利な内容であった。弁護人は、公判前整理手続において、被害者取調べの録音・録画記録媒体を、実質証拠として証拠調べ請求した。裁判所からは、尋問後に321条1項2号で採用するか否かを判断するが、なるべく反対尋問で対応してほしい旨の話があった。反対尋問の中で目的を達成したため、321条1項2号に基づく請求には至らなかった。

4件目は、殺人未遂事件で逮捕勾留されたが、起訴罪名は傷害罪となった事案である。争点は、傷害の実行行為および傷害の故意の有無であった。弁護人は、捜査段階で、検察官が主張する傷害の実行行為である「切りつけた」旨の供述をしていないことを立証するために、記録媒体を実質証拠として請求した。裁判所は、必要性がないとして却下した。

② パネルディスカッション

笹倉教授から、実質証拠としての利用に関する議論状況の説明があった。これに否定的な見解は、その根拠として、誤判の危険（自白した取調べ以外の取調べも状況も含めて全体を見なければ判断することができない、カメラアングルが被疑者にフォーカスされていると判断に不当な影響を及ぼす等）があり、法律の関連性がないことがあげられている。また、供述調書の署名押印のように、証拠化するか否かの選択権を与えられていないことも問題であるという。

実質証拠としての利用の許否は、実務上の関心も高い。詳しくは、『コンメンタール可視化法』（現代人文社）を参照されたい。

3. 被害者・参考人取調べの可視化

① 事例報告

被害者の取調べについて2件の報告があった。1つは、強姦致傷等事件である。警察官、検察官の被害者に対

する取調べでは、被害者が、思い出すことを拒絶する、パニック状態になり取調べを中止するなどの事情があった。被害者の取調べは、録音・録画されていない。公判前整理手続において検察官は被害者の供述調書を321条1項2号書面として証拠調べ請求。弁護人は、供述不能要件は満たさないと争った。裁判所は、供述不能を認定し、2号書面として採用。有罪認定の根拠の1つとなった。

2件目は、暴力団員とされる被疑者が被害者の顔面を殴打して怪我を負わせたとされる傷害事件である。被害者と示談が成立しており、被害者が刑事事件としての処理を望んでいないにもかかわらず、警察官が被害者に働きかけて供述調書を作成して被疑者を逮捕、勾留したとのことであった。弁護人は、検察官に対して被害者の取調べを要求し、併せて取調べの可視化を申し入れた。検察官は、録音・録画のもとで被害者の取調べを行った。その後、不起訴処分となった。

② パネルディスカッション

最高検の平成26年6月16日依命通知では、録音・録画の試行対象事件として、被害者・参考人の供述が立証の中核になる事件を挙げている。ディスカッションでは、

弁護実践として依命通知に基づく可視化申入れが不可欠であるとの意見が強かった。事例報告の1件目も、被害者取調べの可視化申入れがされていれば、異なる結論になった可能性がある。

笹倉教授からは、被害者取調べの録音・録画の用いられ方について言及があった。捜査当局は、被害者保護の観点から、被害者の取調べの録音・録画を提案したという経緯があった。公判廷に出廷して証言をする負担を軽減するために、録音・録画が提案されたようである。仮に、記録媒体が主尋問の代替として用いられるようなことがあれば、反対尋問権の侵害になり得る。今後の議論には注意が必要であろう。

4. おわりに

可視化法案の成立は、終着点ではない。始まりである。本稿で紹介した問題点をはじめ、立ち向かうべき問題は山積みである。

可視化の夜が明けた今、我々弁護人がすべきことは、あるべき弁護実践についての議論である。それが、全事件、全過程の取調べの録音・録画義務へとつながる。強く、そう思わせる交流会であった。

裁判員裁判事件の入廷前における所持品検査等の実施について

大阪地方裁判所刑事首席書記官 安村 義弘

当庁における裁判員裁判事件において、保釈中の被告人が公判期日に出席した際、法廷内に刃物を持ち込むという事案が発生したことを踏まえて、各裁判体において、今後、法廷内の安全を確保するという観点から、危険物が法廷に持ち込まれる事態を未然に防止するため、事案を選びつつも、事件関係者や傍聴人に対し、法廷前等の入口において、金属探知機を用いるなどしての所持品検査を、これまで以上に積極的に実施すると聞いています。

ついては、上記の趣旨をご理解いただき、裁判員裁判における保釈中の被告人も所持品検査の対象となりますので、ご協力をお願いします。

また、裁判員裁判事件における被害者参加人については、各裁判体としては、検察官及び被害者参加弁護士においてこれまで十分注意していただいていることから、通常はその対象としないという意向であるとのことであり、上記の趣旨をご理解いただき、これまで同様、被害者参加人及びその関係者が危険物等を法廷に持ち込むことのないよう、ご協力をお願いします。